

香美町新型インフルエンザ等対策行動計画の概要

1 取組の背景

- (1) 平成24年5月 「新型インフルエンザ等対策特別措置法」（以下「特措法」という。）を制定

目的：病原性が高い新型インフルエンザや新感染症が発生した場合に、国民の生命及び健康を保護し、国民生活及び経済に及ぼす影響を最小とする。

- (2) 平成25年6月 国は「新型インフルエンザ等対策政府行動計画」を策定
- (3) 平成25年10月 県は「兵庫県新型インフルエンザ等対策行動計画」を策定

2 町行動計画の策定

- (1) 特措法第8条に基づき、平成27年3月（今月）に「香美町新型インフルエンザ等対策行動計画」策定し、公表する。
- (2) 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」（以下「感染症法」という。）に定める次の感染症（以下「新型インフルエンザ等」という。）を対象とする。
 - ① 感染症法第6条第7項に規定する「新型インフルエンザ等感染症」
 - ② 感染症法第6条第9項に規定する「新感染症」で、社会的影響が大きなもの

3 対策の目的

- (1) 感染拡大を可能な限り抑制し、町民の生命及び健康を保護する。
- (2) 町民生活及び町民経済に及ぼす影響が最小となるようにする。

4 基本方針

- (1) 行政、医療機関、企業、学校、住民など連携・協力し対策に積極的に取り組む。
- (2) 平素からの町民に対する啓発や発生時の適切な感染対策における啓発を実施する。
- (3) 医学的ハイリスク者（基礎疾患を有する者や妊婦）への対応を重点的に行う。

5 基本的な考え方（P3参照）

- (1) 病原性、感染力に応じて対策を実施する。（対策レベル1～3）
- (2) 発生段階に応じた対策
 - ①未発生期、②地域未発生期、③地域発生早期、④地域感染期、⑤小康期※地域とは、町内又は但馬地域をいう。

6 新型インフルエンザ等発生時の社会への影響

香美町の被害想定・・・り患者4,900人、死亡者数（重度）98人以下

7 主要な対策

- (1) 実施体制
 - ・ 発生段階に応じて、香美町新型インフルエンザ等連絡会議、同警戒本部、同対策本部を設置する。（政府対策本部から緊急事態宣言がされ、緊急事態措置の区域に指

定されたときは、町対策本部を設置する。)

(2) 情報収集・提供

- ・ 国や県が行うサーベイランスへ協力するとともに、流行情報を収集する。
- ・ 町民に対する対策についての事前説明や学校等へ感染症予防対策を啓発する。
- ・ 発生時には、相談窓口を設置し、町民からの一般的な問い合わせに電話対応する。

(3) 予防・まん延防止

- ・ 主なまん延防止策（主に県が実施）
 - ① 基本的な感染対策（咳エチケット、マスクの着用、手洗い、うがい等）の啓発
 - ② 住民に対する不要不急の外出自粛要請
 - ③ 学校への休校措置、事業者への感染対策の徹底等の要請
 - ④ 事業者への施設制限についての要請又は指示

(4) 予防接種

- ・ 特定接種の実施
医療従事者、町職員、登録事業者（厚生労働大臣が定める業務に従事する者）に予防接種を実施する。
- ・ 住民接種の実施（緊急事態宣言が発せられたとき）
政府対策本部の指示により町民への予防接種を実施する。

(5) 医療体制

- ・ 在宅で療養する患者への支援（巡回、看護訪問、訪問診療等）を行う。
- ・ 県が行う医療体制の検討に協力する。

(6) 町民生活及び町民経済の安定の確保

- ・ 町や登録事業者等は、事業継続計画の作成や物資の備蓄準備を行う。
- ・ 発生時には高齢者や障害者等の要援護者に対する生活支援を行う。
- ・ まん延時に備え、町の火葬体制の整備や遺体安置所の確保、県の火葬体制との調整を図る。

8 役割分担（P 4 参照）

(1) 町の役割

- ・ 町民への予防接種、町民の生活支援、発生時の要援護者の支援を行う。

(2) 町民の役割

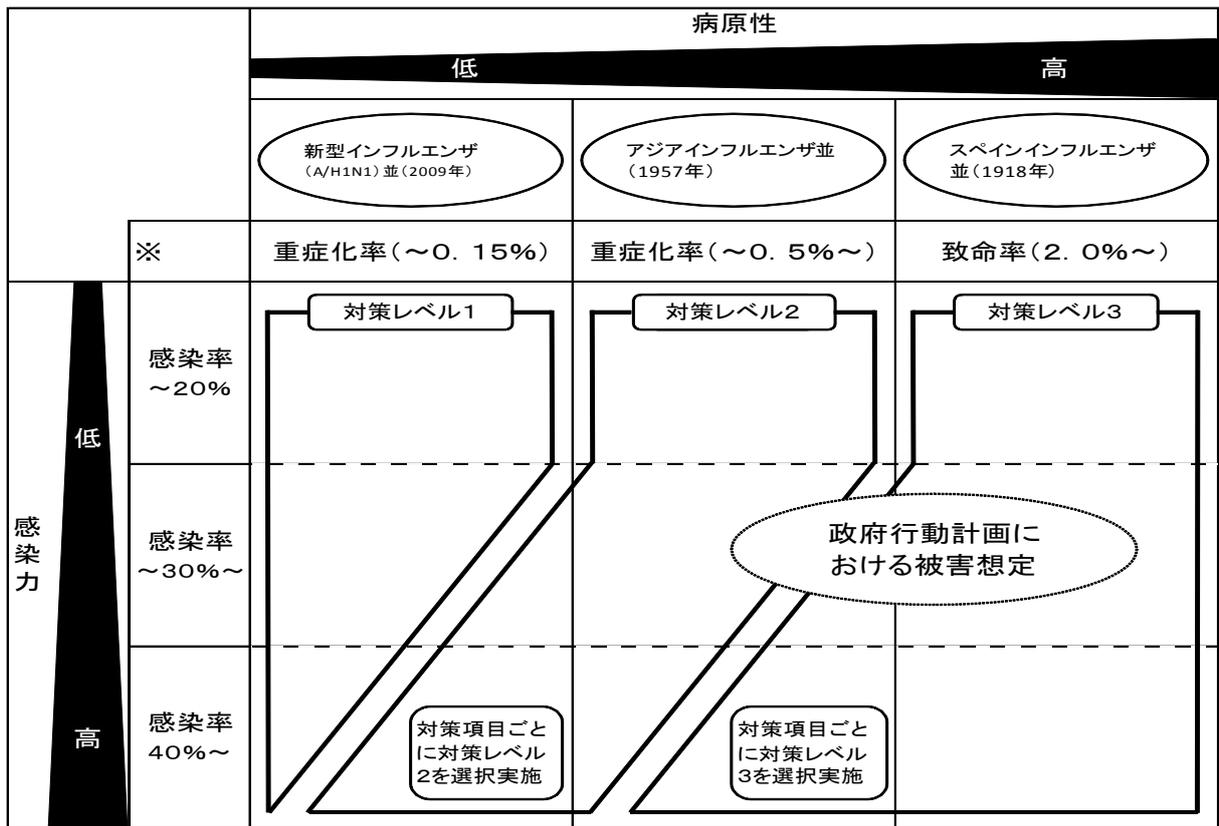
- ・ 自らの感染予防と自らが感染源にならないよう努める。
- ・ 食料品・生活必需品等の備蓄に努める。

9 患者情報の取り扱い

- (1) 患者の個人情報漏洩しないよう保護し、提供の必要がある場合でも十分に注意する。
- (2) 県から市町へ、市町から県へ患者情報を提供し、対策へ反映させる。
- (3) 報道機関へ個人の特定につながる情報は提供しないが、感染拡大防止の必要性がある場合はその可否について判断する。

10 発生段階ごとの対策（P 5 参照）

【対策レベルの目安の考え方】



※ 重症化率(致命率)、感染率は新型インフルエンザ発生時には不明な場合が多いことから、県は、実際の判断にあたっては、病原性(重症者の発生状況等)及び感染力(発生患者数等)に応じて、有識者の意見も活用し、対策レベルを随時判断する。

【発生段階】

発生段階	町内又は但馬地域の状態	県内の状態	国の状態
未発生期	新型インフルエンザ等が発生していない状態	新型インフルエンザ等が発生していない状態	
海外発生期	海外で新型インフルエンザ等が発生した状態		
(地域未発生期)	町内又は但馬地域で新型インフルエンザ等の患者が発生していない状態	【県内未発生期】 県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生していない 【県内発生早期】 県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	【国内発生早期】 国内のいずれかの都道府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態
地域発生早期	町内又は但馬地域で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態	【県内発生早期】 県内又は隣接府県で新型インフルエンザ等の患者が発生しているが、全ての患者の接触歴を疫学調査で追える状態 【県内感染期】 県内で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態	【国内感染期】 国内のいずれかの都道府県で、新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態
地域感染期	町内又は但馬地域で新型インフルエンザ等の患者の接触歴が疫学調査で追えなくなった状態		
小康期	新型インフルエンザ等の患者の発生が減少し、低い水準でとどまっている状態		

※ 県の「隣接府県」は、京都府、大阪府、鳥取県、岡山県及び徳島県とする。

新型コロナウイルス感染症対策に係る国・県・市町等の主な役割

		新型コロナウイルス感染症対策に係る主な役割	
		発生前 (未発症期)	発生後 (海外発症期から小康期)
国	基本的な考え方の国際社会における国家としての事務 ①全国的に統一して定めることが望ましい諸活動 ②地方自治の基本的な準則作成 ③全国的な規模・視点で行う施策・事業	①サーベイランスの収集・分析 ②発生に備えた体制整備 ・対策本部等の実施体制整備 ・政府行動計画、ガイドライン等の作成、公表 ③指定公共機関の指定	①サーベイランスの強化 ②相談窓口の設置 ③国際的調査研究・連携 ④検疫強化 (特定検疫所・飛行場の設定、停留施設の使用要請) ⑤ワクチン製造及び接種指針作成 ⑥抗インフルエンザウイルス薬の流通調整・投与方針決定 ⑦在留邦人への対応
県	市町村を包括する広域の地方公共団体 ①広域的・専門的な対策 ②国と市町・市町間の連絡調整 ③市町の補完	①サーベイランスの収集・分析 ②発生に備えた体制整備 ・対策本部等の実施体制整備 ・県行動計画の作成 ・医療、検査体制整備 (病床、医療資機材の把握) ・必要な防護具の備蓄 ・医療資機材の国の要請	⑧抗インフルエンザウイルス薬の流通調整 ⑨情報収集・提供 ⑩相談窓口の設置 ⑪特定接種の実施 ⑫社会活動制限の実施 (外出自粛・使用制限協力要請) ⑬市町との情報共有 ⑭新型コロナウイルス感染症の流通監視 ⑮市町、指定地方公共機関の対策支援
市町 保健所設置市又は県の主な役割 発生前：①～② 発生後：①～⑥も担う。	基礎的な地方公共団体 ①住民生活に直結する行政事務	④必要な防護具等の備蓄 ⑤登録事業者の登録協力 ⑥特定接種及び住民の予防接種実施体制の整備 ⑦社会的弱者への支援体制整備 (住民の生活支援) ⑧訓練の実施 ⑨市民への普及啓発	①情報収集・提供 ②相談窓口の設置 ③県実施の疫学調査等への協力 ④初期救急等一次的医療及び在宅患者等への支援 ⑤消毒活動 ⑥特定接種及び住民の予防接種の実施 ⑦埋火葬の円滑実施 ⑧県と調整し社会的活動制限の面的制限実施 ⑨社会活動制限時の生活支援、県への意見具申
指定 (地方) 公共機関	新型コロナウイルス感染症対策を実施	①業務継続計画の作成 ②訓練への協力・実施	①感染防止策の実施 ②計画に基づく社会機能維持 ③特定接種の実施 (登録業者である指定 (地方) 公共機関に限る)
医療機関	新型コロナウイルス等に対する医療を提供	①診療継続計画の作成 ②院内感染対策の実施	①診療の継続 ②特定接種の実施 (登録事業者である医療機関に限る。)
登録事業者		①事業継続計画等の作成 ②従業員への感染防止策の実施などの準備 ③登録事業者への登録及び特定接種対象者の検討	①特定接種の実施 ②業務の継続
一般事業者		①事業継続計画等の作成 ②従業員への感染防止策の実施などの準備	①感染防止策の実施 ②不要不急の事業の縮小。不特定多数の者が集まる事業を行う者については事業の自粛

【発生段階ごとの対策】

発生期	対策の目的	実施体制	情報収集・提供	予防・まん延の防止	予防接種	医療体制	町民生活・経済の安定の確保
未発生期	<ul style="list-style-type: none"> 発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 町行動計画の作成 業務継続計画の作成 訓練の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 国・県の平常時サーベイランスへの協力 町民への情報提供 	<ul style="list-style-type: none"> 個人・職場における感染対策の周知 衛生資器材等の供給体制の整備 	<ul style="list-style-type: none"> 予防接種体制の構築 	<ul style="list-style-type: none"> 県の医療体制整備への協力 県との連携による医療関係者等との訓練 	<ul style="list-style-type: none"> 水の安定供給のための業務計画の作成 事業者に対する業務継続計画の作成・推し 要保護者の生活支援の検討
海外地域発生初期	<ul style="list-style-type: none"> 地域内発生に備えた体制整備 	<ul style="list-style-type: none"> 町連絡会議の開催 町警戒本部の設置 町対策本部の設置(任意の設置可) 町対応方針の作成(変更) 	<ul style="list-style-type: none"> 県等のサーベイランスの強化・拡充への協力 町民への情報提供 相談窓口の設置 	<ul style="list-style-type: none"> 個人・職場における感染対策の普及 社会活動制限の準備の要請 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の実施 住民接種の準備 	<ul style="list-style-type: none"> 県の医療体制への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 事業者への社会活動制限の準備の要請 要保護者への生活支援の準備 遺体の火葬・安置の施設確保
地域発生早期	<ul style="list-style-type: none"> 感染拡大の抑制 適切な医療の提供 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集の強化 町民への情報提供の強化 相談窓口機能の充実・強化 患者発生情報の公表 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集の強化 町民への情報提供の強化 相談窓口機能の充実・強化 患者発生情報の公表 	<ul style="list-style-type: none"> 個人・職場における感染対策の普及強化 県の濃厚接触者対策への協力 【対策レベル1・2】 県の地域対策・職場対策の周知への協力 県の社会活動制限等への協力(学校等の臨時休業、集客施設における感染防止措置の要請等) 【対策レベル3】 県の地域対策・職場対策の周知への協力(事業活動の自粛の要請) 県の社会活動制限等への協力(不要不急の外出自粛要請、学校・保育所・福祉関係事業所・集客施設等の臨時休業要請、集会・イベント等の自粛要請) 	<ul style="list-style-type: none"> 特定接種の実施 住民接種の順次開始 住民接種の順次開始 	<ul style="list-style-type: none"> 県の医療体制への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 【対策レベル1、2】 事業者への職場における感染対策実施の要請 物資の流通確保に関する町民・事業者への呼びかけ 【対策レベル3】 要保護者の生活支援 遺体の火葬・安置 県との連携による物資の流通確保 水の安定供給 事業者団体等に対する生活関連物資等の格安定の要請 事業者サービス水準低下にかかる町民への呼びかけ
地域感染期	<ul style="list-style-type: none"> 医療体制の維持 健康被害の抑制 町民生活・経済への影響抑制 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・提供の強化 町民への患者の増加抑制のための予防等の周知 専用外来及び外来協力医療機関名の公表 相談窓口の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 情報収集・提供の強化 町民への患者の増加抑制のための予防等の周知 専用外来及び外来協力医療機関名の公表 相談窓口の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 個人・職場における感染対策の普及強化 患者への対応 県の地域対策・職場対策の周知への協力 【対策レベル1・2】 県の社会活動制限等への協力(学校等の臨時休業、集客施設における感染防止措置の要請等) 【対策レベル3】 県の社会活動制限等への協力(学校等の臨時休業、集客施設における感染防止措置の要請等) (緊急事態宣言時)感染拡大防止から被害軽減への対策の切替え 	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種(予防接種)の実施 住民接種(特措法)の実施 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅療養患者への支援 県の医療体制への協力 	<ul style="list-style-type: none"> 【対策レベル1、2】 事業者への感染対策の要請 県との連携による物資の流通確保 【対策レベル3】 要保護者の生活支援 遺体の火葬・安置 事業者への業務継続要請(県への協力) 県との連携による物資の流通確保 水の安定供給 事業者団体等に対する生活関連物資等の格安定の要請 事業者サービス水準低下にかかる町民への呼びかけ 火葬の特例実施(県の責務)
小康期	<ul style="list-style-type: none"> 対策の評価 第二波への備え 	<ul style="list-style-type: none"> 町対策本部の廃止(緊急事態解除宣言) 第二波に備え警戒体制に移行 	<ul style="list-style-type: none"> 第二波に備えた情報提供 相談窓口の縮小・閉鎖 	<ul style="list-style-type: none"> 評価、対策の見直し 	<ul style="list-style-type: none"> 住民接種(予防接種)の継続 住民接種(特措法)の継続 	<ul style="list-style-type: none"> 在宅療養患者への支援の継続 県の評価、見直しへの協力 	<ul style="list-style-type: none"> 要保護者への生活支援の継続 緊急事態措置の縮小・中止

1. 下線()は、国が緊急事態宣言を行った場合の措置 2. 下線()は、国が緊急事態宣言を行わなかった場合の共通の措置(ただし、対策の詳細が異なる)